

# 役員報酬規程

社会福祉法人勝光会

平成 29 年 4 月 1 日

## 社会福祉法人勝光会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人勝光会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償することができる。ただし、「職員賃金規程」による通勤手当や旅費支弁との重複をさけるため、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

島原半島内 3,000円から 5,000円

島原半島外 5,000円から 10,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

島原半島内 3,000円から 5,000円

島原半島外 5,000円から 10,000円

### (公 表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。